

予防接種一覧

予防接種で病気を予防しましょう

予防接種の目的は、自分が病気にかからないこと、かかっても軽症ですむこと、まわりの人にうつさないことです。予防接種は、自然に感染するよりも安全に免疫を作ることができます。健康推進課から郵送される接種券をお持ちになり、実施医療機関で接種を受けてください。



健康推進課
☎992-5711

乳幼児から対象の予防接種

種類		通知時期	接種可能期間
ヒブ	初回	1カ月になる月の月末	生後2カ月～5歳の誕生日の前日
	追加	10カ月になる月の月末	初回終了後7カ月～5歳の誕生日の前日
小児肺炎球菌	初回	1カ月になる月の月末	生後2カ月～5歳の誕生日の前日
	追加	11カ月になる月の月末	1歳～5歳の誕生日の前日
B型肝炎ワクチン（3回）		1カ月になる月の月末	1歳の誕生日の前日まで
BCG（結核予防）		2カ月になる月の月末	生後3カ月～1歳の誕生日の前日
四種混合1期 〔ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ〕	初回	2カ月になる月の月末	生後3カ月～7歳6カ月になる前日
	追加	1歳5カ月の月末	初回終了後6カ月～7歳6カ月になる前日
水痘〔水ぼうそう〕（2回）		11カ月になる月の月末	1歳～3歳の誕生日の前日
二種混合〔ジフテリア・破傷風〕		10歳11カ月になる月の月末	11歳の誕生日～13歳の誕生日の前日
日本脳炎1期	初回	2歳11カ月になる月の月末	生後6カ月～7歳6カ月になる前日
	追加	3歳11カ月になる月の月末	初回終了後6カ月～7歳6カ月になる前日
日本脳炎2期		8歳11カ月になる月の月末	9歳の誕生日～13歳の誕生日の前日
MR1期〔麻疹・風疹混合〕		11カ月になる月の月末	1歳の誕生日～2歳の誕生日の前日
MR2期〔麻疹・風疹混合〕		平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれに発送	4月1日(土)～平成30年3月31日(土)
単独不活化ポリオ	初回	通知なし ※希望者には健康推進課で接種券を交付	生後3カ月～7歳6カ月になる前日
	追加		初回終了後6カ月～7歳6カ月になる前日
子宮頸がんワクチン		通知なし ※希望者には健康推進課で接種券を交付	中学1年生～高校1年生相当

高齢者肺炎球菌

高齢者肺炎球菌予防接種は、成人肺炎の25～40%を占める肺炎球菌性肺炎を予防し重症化を防ぎます。接種後、免疫ができるまでに平均で3週間かかります。助成は生涯で一度だけです。対象年度を過ぎると助成は受けられません。

通知時期／3月下旬～4月上旬

接種可能期間／4月1日(土)～平成30年3月31日(土)

自己負担金／2,000円

対象者／次のいずれかの要件を満たす方

- 60歳から64歳までの方で心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に障がいがあり、障害者手帳1級または同程度の障がいがある方
- 65歳の方（昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生まれの方）
- 70歳の方（昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生まれの方）
- 75歳の方（昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれの方）
- 80歳の方（昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生まれの方）
- 85歳の方（昭和7年4月2日～昭和8年4月1日生まれの方）
- 90歳の方（昭和2年4月2日～昭和3年4月1日生まれの方）
- 95歳の方（大正11年4月2日～大正12年4月1日生まれの方）
- 100歳の方（大正6年4月2日～大正7年4月1日生まれの方）

予防接種後健康被害救済制度

定期の予防接種による副反応のために、医療機関で治療が必要になったり、生活が不自由になったりしたとき（健康被害があったとき）は、法律に定められた救済制度があります。

制度の利用を申し込むときは、健康推進課へご相談ください。

※制度を利用するためには、一定の条件があります。

風疹予防接種費用の一部助成

助成は、1人につき1回です。妊娠している方は、接種できません。

助成額／風疹ワクチン▶上限4,000円

MR（麻疹・風疹混合）ワクチン▶上限5,000円

対象者／接種当日に市に住民登録があり、風疹抗体検査を受けた結果が、抗体価が低く（抗体価がHI法で16倍以下、EIA法で8.0未満、CLELA法で14.0未満）、次のいずれかの項目に該当する方

- 妊娠を希望する女性
- 妊娠している女性の同居家族

申請方法／接種後、医療機関に接種費用を支払い、健康推進課へ申請してください。

予防接種を受ける前・受けた後の注意

- 接種券に記載してある有効期間を確認し、有効期間内に接種を受けるようにしましょう。
- 接種当日、体調は普段と変わりありませんか？ 風邪気味のときなどは医師に詳しく状態を伝え、接種を受けてよいか確認しましょう。
- 接種後30分間は急な副反応が起こることがあります。接種医とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- 入浴は差し支えありませんが、注射部位を強くこすることはやめましょう。

こんなときは手続きを！

20歳未満の方が転入したとき

転入前の市区町村によって予防接種の方法が異なります。保護者は、母子健康手帳をお持ちになり健康推進課へお越しください。未接種のものがあれば、接種券を交付します。

転出したとき

転出先では裾野市の接種券は使えません。転出先の市区町村にお問い合わせください。

裾野市・沼津市・長泉町・清水町の協力医療機関以外で接種を希望するとき

希望する医療機関での接種ができるかどうか健康推進課へお問い合わせください。